

# 様式 1 公表されるべき事項

## 国立大学法人旭川医科大学の役員報酬・給与等について

### I 役員報酬等について

#### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

##### ① 平成22年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

国立大学法人評価委員会の業績評価の結果や本学の経営状況、また、当該役員の担当業務における業績・貢献度を総合的に勘案し、本学経営協議会の議を経たうえで、役員給与規程に定める当該役員の期末特別手当の額を増額又は減額できることとしている。

##### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

- ・平成22年12月以降、本給月額を約0.2%引き下げた。
- ・期末特別手当の額の算出に際し、基礎額に乗じる割合を年間で0.05月分(12月期0.05月分)引き下げ、年間2.95月分とした。

理事

法人の長の改定内容と同じ。

理事(非常勤)

- ・平成22年12月以降、本給月額を約0.2%引き下げた。

監事

法人の長の改定内容と同じ。

監事(非常勤)

理事(非常勤)の改定内容と同じ。

## 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成22年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 16,191	千円 11,884	千円 4,234	千円 72 (寒冷地手当)			
A理事	千円 13,733	千円 10,072	千円 3,588	千円 72 (寒冷地手当)			
B理事	千円 14,189	千円 10,072	千円 3,588	千円 131 (寒冷地手当) 348 (単身赴任手当) 49 (通勤手当)			
C理事	千円 13,875	千円 10,072	千円 3,588	千円 131 (寒冷地手当) 83 (通勤手当)		3月31日	
D理事 (非常勤)	千円 2,989	千円 2,989	千円 ( )	千円 ( )			
A監事	千円 9,351	千円 7,448	千円 1,771	千円 131 (寒冷地手当)	4月1日		
B監事 (非常勤)	千円 2,391	千円 2,391	千円 ( )	千円 ( )			

注1:総額,各内訳について千円未満切り捨てのため,総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

## 3 役員の退職手当の支給状況(平成22年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円	年 月			該当者なし	
監事	千円 1,863	年 月 2 0	H22.3.31	1	在職期間中の業務運営等に関する評価について,本学経営協議会において審議した結果,業績勘案率の増減を行わないこととした。	

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

業務の効率化や職員の適性配置等により人件費を抑制し、人件費支出を運営費交付金の範囲内で行うことを基本とする。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

社会一般の情勢に適合したものとするために、一般職の国家公務員の給与水準を考慮し、これに準じた給与水準を基本とする。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

普通昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定にあたっては、勤務評定の結果等を踏まえた勤務成績を考慮している。

#### 〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
基本給月額 (普通昇給)	昇給前1年間の勤務成績に応じ、0～8号俸の5段階の昇給区分により昇給させる。
基本給月額 (昇格)	勤務成績が良好で、かつ、昇格基準に達している場合、その者の資格に応じた級へ昇格させることができる。
勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日・12月1日)以前6箇月以内の期間における、勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給される。

#### ウ 平成22年度における給与制度の主な改正点

1. 基本給月額<平成22年12月1日実施>
  - ・初任給を中心とした若年層を除き、すべての基本給月額について引き下げた。
2. 期末手当<平成22年12月1日実施>
  - ・期末手当の額の算出に際し、基礎額に乗じる割合を年間で0.15月分引き下げた。(12月期0.15月分)
3. 勤勉手当<平成22年12月1日実施>
  - ・成績率を年間で0.05月分引き下げた。(12月期0.05月分)
4. 手術部看護業務手当<平成22年4月1日実施>
  - ・手術部所属の看護師の処遇改善を図るため、手術部看護業務手当を新設した。
5. ドクターヘリ搭乗手当<平成22年11月1日実施>
  - ・危険性を伴った特殊な勤務であるドクターヘリへの搭乗に対して、ドクターヘリ搭乗手当を新設した。
6. 診療従事等教員特別手当<平成23年1月1日実施>
  - ・病院で診療に従事するなどの教員の処遇改善を図るため、診療従事等教員特別手当を新設し、平成23年6月期から支給を開始することとした。

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成22年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
千円	千円	千円	千円	千円		
常勤職員	837	40.1	5,573	4,224	27	1,349
事務・技術	149	44.1	5,398	4,079	26	1,319
教育職種 (大学教員)	229	47.0	7,723	5,827	27	1,896
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	384	33.8	4,405	3,360	28	1,045
技能・労務職種	3	52.2	5,230	3,970	42	1,260
医療職種 (病院医療技術職員)	72	43.1	5,342	4,046	27	1,296
在外職員	該当者なし					
任期付職員	該当者なし					
事務・技術						
教育職種 (大学教員)						
医療職種 (病院医師)						
医療職種 (病院看護師)						
再任用職員	7	63.1	3,128	2,652	31	476
事務・技術	3	62.8	3,421	2,881	24	540
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
技能・労務職種	4	63.3	2,909	2,481	37	428

	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	64	38.6	4,210	3,186	36	1,024
事務・技術	15	36.8	2,837	2,146	63	691
教育職種 (大学教員)	11	45.2	7,689	5,835	21	1,854
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	13	48.0	4,669	3,469	31	1,200
技能・労務職種	7	33.2	3,198	2,453	40	745
医療職種 (病院医療技術職員)	18	31.3	3,290	2,513	26	777

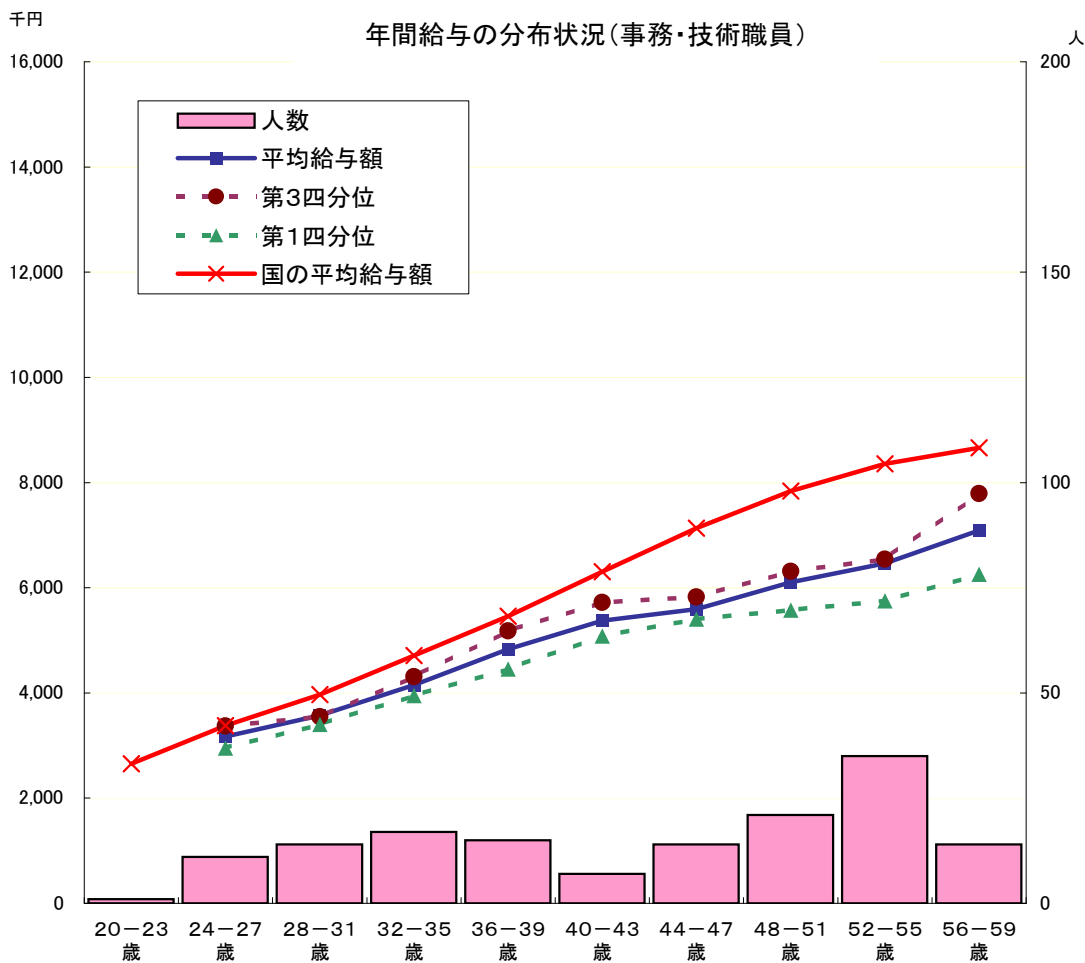
注：常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

[年俸制適用者]

	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員(年俸制)	4	38.8	7,020	7,020	0	0
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
委託費等雇用職員	4	38.8	7,020	7,020	0	0

注：常勤職員、在外職員、任期付職員及び再任用職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

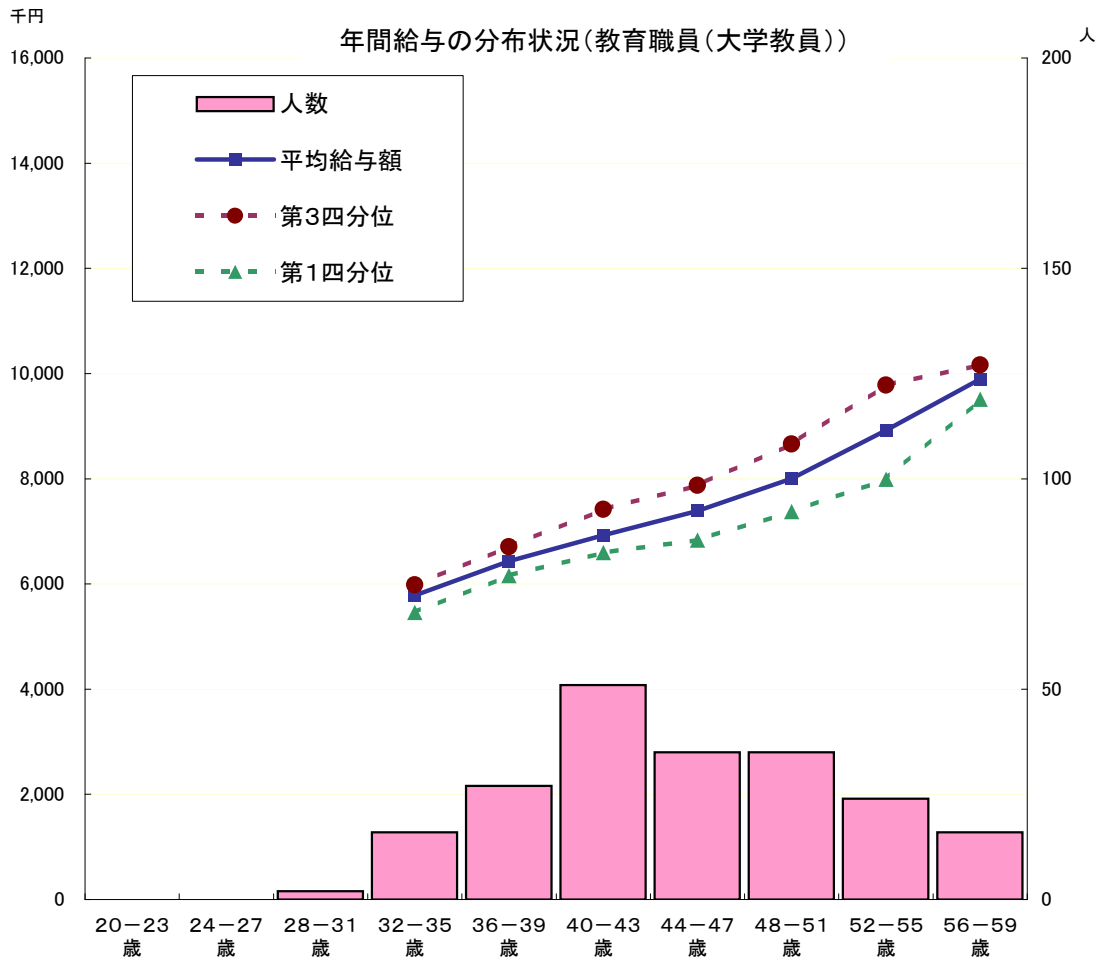


注1: ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。  
 注2: 年齢20～23歳の該当者は1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	
			第1四分位	第3四分位
代表的職位	人	歳	千円	千円
・局長	1		—	—
・部長	2		—	—
・課長	8	54.0	7,559	8,082
・課長補佐	16	53.1	6,195	6,335
・係長	56	47.4	5,219	5,653
・主任	34	43.6	4,310	4,943
・係員	32	30.8	3,253	3,631

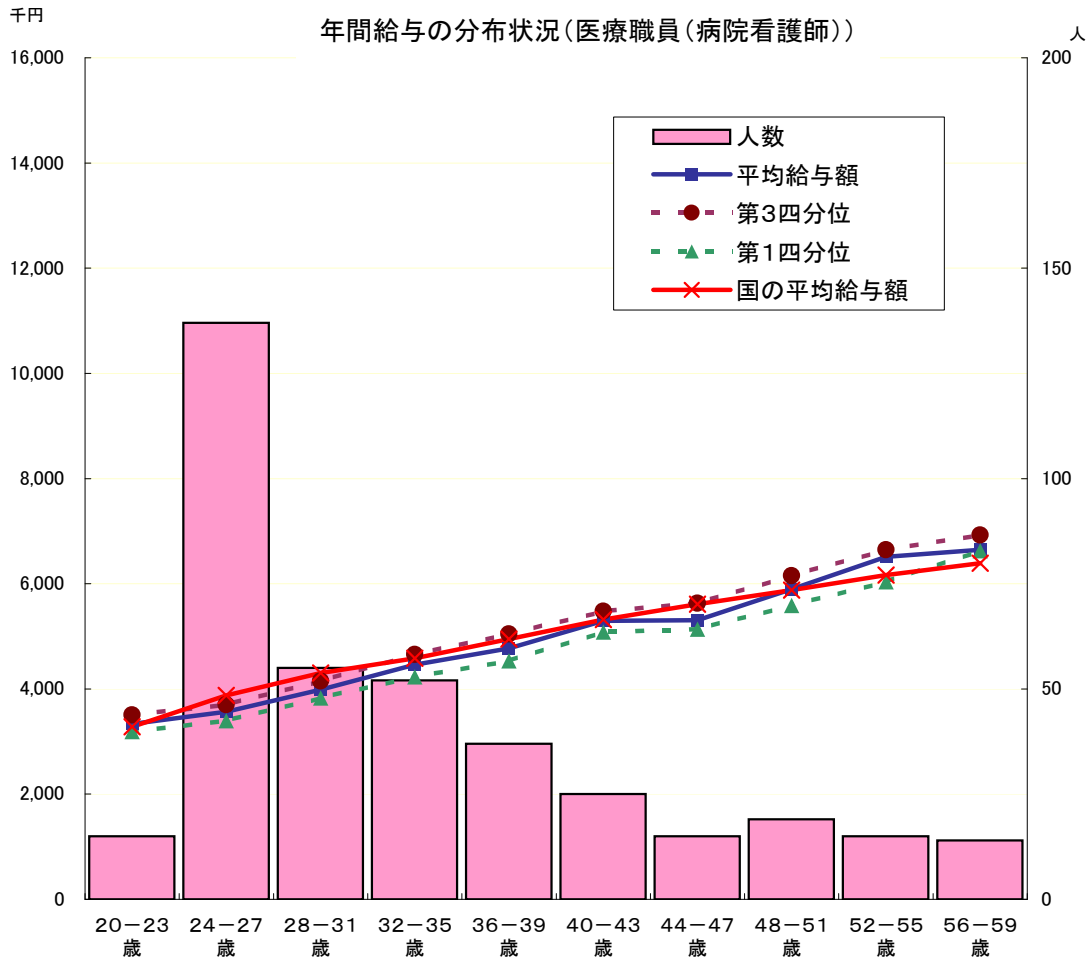
注: 局長の該当者は1人及び部長の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。



注:年齢28～31歳の該当者は2人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
・教授	52	56.5	9,312	9,940	10,266
・准教授	37	51.2	7,707	8,128	8,637
・講師	51	45.4	7,110	7,420	7,877
・助教	89	40.7	5,981	6,364	6,818



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
・看護部長	1		—	—	—	—	—
・副看護部長	4	55.5	—	—	6,693	—	—
・看護師長	26	50.4	5,858	6,279	6,279	6,686	6,686
・副看護師長	51	42.4	4,794	5,366	5,366	5,940	5,940
・看護師	302	30.5	3,524	4,000	4,000	4,399	4,399

注1:看護部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

注2:副看護部長の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

注3:「看護師」には看護師相当職である「助産師」を含む。



③ 職級別在職状況等(平成23年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員	係員主任	主任係長	係長 課長補佐	課長補佐 課長
人員 (割合)	149	16 (10.7%)	25 (16.8%)	69 (46.3%)	22 (14.8%)	10 (6.7%)
年齢(最高～最低)		28～23	50～28	58～34	59～45	58～48
所定内給与年額(最高～最低)		2,683～ 2,149	4,128～ 2,554	4,850～ 3,061	4,965～ 4,056	7,132～ 4,773
年間給与額(最高～最低)		3,462～ 2,741	5,375～ 3,358	6,419～ 4,009	6,614～ 5,444	9,150～ 6,428

区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長	部長	部長 局長	局長	局長
人員 (割合)		4 (2.7%)	2 (1.3%)	1 (0.7%)	該当者なし	該当者なし
年齢(最高～最低)		59～53	～	～	～	～
所定内給与年額(最高～最低)		6,428～ 5,903	～	～	～	～
年間給与額(最高～最低)		8,375～ 7,790	～	～	～	～

注:7級における該当者が2人及び8級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位			助教	講師	准教授	教授
人員 (割合)	229	該当者なし	89 (38.9%)	51 (22.3%)	37 (16.2%)	52 (22.7%)
年齢(最高～最低)		～	52～31	62～36	63～38	64～43
所定内給与年額(最高～最低)		～	5,967～ 3,653	6,687～ 4,532	6,977～ 5,125	9,562～ 6,019
年間給与額(最高～最低)		～	7,682～ 4,861	8,838～ 5,996	9,219～ 6,836	12,780～ 8,278

## (医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	看護師	副看護部長 看護師長	看護部長 副看護部長	看護部長	看護部長
人員 (割合)	384	該当者なし	302 (78.6%)	52 (13.5%)	25 (6.5%)	4 (1.0%)	該当者なし	1 (0.3%)
年齢(最高 ～最低)		～	57～23	59～31	59～39	58～49	～	～
所定内給 与年額(最高 ～最低)		～	4,494～ 2,397	5,349～ 2,871	5,124～ 3,941	5,302～ 4,510	～	～
年間給与 額(最高～ 最低)		～	6,036～ 3,151	7,088～ 3,820	6,927～ 5,289	7,262～ 6,133	～	～

注:7級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

## ④ 賞与(平成22年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

## (事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 59.7	% 62.8	% 61.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 40.3	% 37.2	% 38.7
	最高～最低	% 51.4～33.1	% 47.8～30.5	% 49.6～32.6
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.2	% 67.6	% 65.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.8	% 32.4	% 34.1
	最高～最低	% 41.0～32.3	% 37.5～28.5	% 37.9～30.7

## (教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 60.8	% 64.3	% 62.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 39.2	% 35.7	% 37.5
	最高～最低	% 40.8～37.7	% 37.2～34.2	% 39.1～35.9
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.3	% 67.6	% 66
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.7	% 32.4	% 34
	最高～最低	% 41.0～32.6	% 37.5～29.3	% 39.3～31.1

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
	最高～最低	%	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	63.5	66.8	65.2
	最高～最低	41.0～32.3	37.5～29.0	39.3～30.6

注:医療職員(病院看護師)における管理職員は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

対国家公務員(行政職(一))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

81.7

対他の国立大学法人等

95.2

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

91.5

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))

96.1

対他の国立大学法人等

97.9

注:当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等の一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 81.7	
	参考	地域勘案 88.7 学歴勘案 82.8 地域・学歴勘案 88.9
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 国家公務員に比べ低い給与水準であり、適正であると考え。	
給与水準の適切性	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 25.47% 国からの財政支出額 6,260,426,000円 支出予算の総額 24,578,306,000円（平成22年度予算）  【検証結果】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は25.47%となっており、累積欠損額もないことから、給与水準については適切であると考え。	
講ずる措置	引き続き現在の給与水準の維持に努める。	

○医療職員(病院看護師)

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 96.1	
	参考	地域勘案 98.4 学歴勘案 94.9 地域・学歴勘案 97.7
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 国家公務員に比べ低い給与水準であり、適正であると考え。	
給与水準の適切性	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 25.47% 国からの財政支出額 6,260,426,000円 支出予算の総額 24,578,306,000円（平成22年度予算）  【検証結果】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は25.47%となっており、累積欠損額もないことから、給与水準については適切であると考え。	
講ずる措置	引き続き現在の給与水準の維持に努める。	

○教育職員(大学教員)

項目	内容
指数の状況	教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 89.0

注:上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成22年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

### Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成22年度)	前年度 (平成21年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 5,341,685	千円 5,451,571	千円 (%) △109,886 ( △2.0 )	千円 (%) — ( — )
退職手当支給額 (B)	千円 401,974	千円 432,908	千円 (%) △30,934 ( △7.1 )	千円 (%) — ( — )
非常勤役員等給与 (C)	千円 2,934,138	千円 2,585,869	千円 (%) 348,269 ( 13.5 )	千円 (%) — ( — )
福利厚生費 (D)	千円 1,048,244	千円 952,318	千円 (%) 95,926 ( 10.1 )	千円 (%) — ( — )
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 9,726,041	千円 9,422,666	千円 (%) 303,375 ( 3.2 )	千円 (%) — ( — )

注1:前年度(平成21年度)の福利厚生費については、法定外福利費(9,998千円)を含めず算出していたため、平成21年度に公表した福利厚生費の算出額(942,320千円)と相違している。

注2:前年度(平成21年度)の最広義人件費については、福利厚生費に法定外福利費(9,998千円)を含めず算出していたため、平成21年度に公表した最広義人件費の算出額(9,412,668千円)と相違している。

#### 総人件費について参考となる事項

- ・「給与、報酬等支給総額」の対前年度比が2.0%減少した要因
  - ① 定年退職者不補充による給与等の減少
  - ② 役職員の基本給月額、役員の期末特別手当及び職員の期末・勤勉手当の引き下げに伴う、給与等の減少
- ・「最広義人件費」の対前年度比が3.2%増加した要因
  - ① 看護職員、医療職員の増員に伴う、給与等の増加
  - ② 非常勤教職員の増加に伴う、給与等の増加
- ・人件費削減の取り組み状況
  - ① 中期計画  
「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取り組みを行う。
  - ② 中期目標  
総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成22年度までに5%以上の人件費削減を図る。
  - ③ 取り組み状況  
事務系職員の定年退職による欠員の不補充、教員の空き定員の採用保留・配置の見直し等により、人件費削減に取り組んでいる。

#### 【主務大臣の検証結果】

5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないと考える。

#### 総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	6,151,697	5,822,314	5,709,354	5,637,095	5,451,571	5,341,685
人件費削減率 (%)		△5.4	△7.2	△8.4	△11.4	△13.2
人件費削減率(補正值) (%)		△5.4	△7.9	△9.1	△9.7	△10.0

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年,平成19年,平成20年,平成21年,平成22年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%,0.7%,0%,▲2.4%,▲1.5%である。

注2:基準年度(平成17年度)の給与,報酬等支給総額は,法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

#### IV 法人が必要と認める事項

特になし